

【2次募集】学生支援緊急給付金給付事業

(「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』)のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国の新制度「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の2次募集を行います。

本事業は新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるアルバイト収入の減少などにより学生生活の継続に支障をきたす学生等を対象に、緊急で現金給付の支援を行う国の事業で、要件を満たす学生等が学校を通して申請をするものです。

つきましては、本事業給付金を希望する方は、「申請の手引き」を熟読し、ご自身が該当するかどうかを確認の上、申請に必要な書類を揃えて提出期限までに本校事務室へ提出してください。

なお、1次募集で要件を満たしているにもかかわらず推薦から外れた学生(7月3日時点で給付金の振込が無い者)も含めて申請しますので、1次募集ですでに申請済みの学生は再申請の必要はありません。

記

◇支給対象者 ※「申請の手引き」5頁を参考

原則として家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っている学生で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少し、既存の支援制度を活用しても修学の継続が困難になっているもの

◇支給金額

住民税非課税世帯の学生 20万円
上記以外の学生 10万円

◇提出書類 ※「申請の手引き」6～7頁を参考

- 学生支援緊急給付金申請書【様式1】
- 学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書【様式2】
- 支給要件を満たすことを証明する書類

※様式等は、在学生宛配信メールの添付データを使用してください。

◇提出期限

令和2年7月17日(金)17時まで

◇提出先

本校事務室

◇参考:文部科学省関連ページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00691.html

(※こちらのページからも、手引きや申請に必要な書類のダウンロードが可能です。)

◇問い合わせ先

順正高等看護福祉専門学校 事務室
〒716-8508 岡山県高梁市伊賀町8 電話0866-22-8065